

昭和二十九年建設省令第三十五号

建設機械抵当法施行規則

建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）第四条第一項、第八条第一項、第九条第三項及び第十二条の規定に基き、並びに建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）を實施するため、建設機械抵当法施行規則を次のように定める。

（申請書の提出）

第一条 建設機械抵当法施行令（以下「令」という。）第四条に規定する申請書及びその副本は、国土交通大臣の許可を受けた建設業者にあつては打刻又は検認の際当該建設機械が所在する地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（申請書の様式）

第二条 令第四条に規定する申請書は、別記様式第一号により作成しなければならない。

（建設機械の様式）

第二条の二 令第四条第一項第一号イに規定する国土交通省令で定める仕様は、別表第一のとおりとする。

（打刻の記号の様式及び打刻の位置）

第三条 令第八条第一項に規定する打刻は、別表第二に定める位置に、別記様式第二号により行わなければならない。この場合において、打刻の番号は、同一曆年において、重複してはならない。

（建設機械打刻証明書等の様式）

第四条 令第九条第一項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が交付する建設機械打刻証明書及び建設機械打刻検認証明書の様式は、それぞれ別記様式第三号及び第四号のとおりとする。

（変更等の届出）

第五条 令第十二条第一項第一号に該当する場合には、別記様式第五号により、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 変更事項及びその内容
- 二 変更の原因
- 三 変更の年月日

2 令第十二条第一項第二号に該当する場合には、別記様式第六号により、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 滅失し、又は解体された建設機械の名称、型式及び当該建設機械に打刻された記号
- 二 滅失又は解体の事由
- 三 滅失又は解体の年月日
- 四 届出当時の当該建設機械の状態

3 令第十二条第二項に規定する建設機械を取得した者は、別記様式第七号により、取得の原因及び年月日等を届け出なければならない。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、建設機械抵当法の施行の日（昭和二十九年十一月十四日）から施行する。

（申請書の提出）

2 国土交通大臣の許可を受けた建設業者で打刻又は検認の申請をしようとする者は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、打刻又は検認の際当該建設機械が所在する地を管轄する都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

（建設機械打刻証明書等の様式の準用）

3 第四条の規定は、前項の規定により申請書の提出を受けた都道府県知事が建設機械打刻証明書又は建設機械打刻検認証明書を交付する場合に準用する。

附 則（昭和二十九年二月六日建設省令第三十六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十三年二月二五日建設省令第三十四号）

この省令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年七月二〇日建設省令第二十四号）

この省令は、昭和四十年八月一日から施行する。

附 則（昭和四七年一月二八日建設省令第一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、建設業法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第三十一号）の施行の日（昭和四十七年四月一日）から施行する。

附 則（昭和四七年五月二一日建設省令第一六号）

この省令は、沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附 則（昭和四八年六月二日建設省令第一一号）

種類	名称	仕様
1 掘削機械	シヨベル系掘削機	1 走行装置の型式 2 伝動方式 3 操作方式
2 基礎工事用機械	連続式バケット掘削機	1 公称掘削能力 2 バケットの公称容量 3 走行装置の型式
2 基礎工事用機械	くい打ち機及びくい抜き機	1 種類 2 ハンマー、起振機又はくい抜き装置の公称重量又は起振力 3 やぐらの型式
2 基礎工事用機械	グラウトポンプ	1 公称吐出量 2 常用吐出圧力 3 縦型又は横型の別 4 プランジャーの数 5 ミキサーの公称混練容量及び数
2 基礎工事用機械	ペーパードレーンマシン	1 走行装置の型式 2 やぐらの高さ
2 基礎工事用機械	大口径掘削機	1 種類 2 公称最大掘削直径及び掘削深さ 3 定置式又は可搬式の別
2 基礎工事用機械	アースオーガー	使用できる最大のオーガースクリューの直径
2 基礎工事用機械	地下連続壁施工用機械	公称掘削幅及び掘削深さ
3 トラクター類	トラクター	1 自重 2 走行装置の型式

この省令は、昭和四十八年六月一日から施行する。
附 則 (平成元年三月二十七日建設省令第三号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年二月二十三日建設省令第四号) 抄

1 (施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の建設業法施行規則、建築士法施行規則、建築動態統計調査規則、建設機械抵当法施行規則、河川法施行規則、道の区域内の建設大臣が管理する河川に係る流水占用料等に関する省令、都市再開発法施行規則、浄化槽設備士に関する省令、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令、浄化槽の型式の認定に関する省令及び建設省関係研究交流促進法施行規則に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

附 則 (平成十二年二月二十日建設省令第四一号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (令和元年五月七日国土交通省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年二月二十三日国土交通省令第九八号)

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第一

6 ボーリング機械	5 起重機類	4 運搬機械
ボーリングマシン	エレベーター	ブルドーザー
<p>3 2 1 給水ポンプを有するものにあつては、その型式 自重 錘の推進方式</p>	<p>2 1 3 公称積載荷重 揚程 伝動方式</p> <p>3 2 1 公称巻上げ能力 巻胴の数 伝動方式</p> <p>6 5 4 3 2 1 固定塔を有するものにあつてはその高さ、移動塔を有するものにあつてはその高さ及び軌間 ウインチの巻胴の数及び製造者名並びに製造年月又は製造番号 巻上げ方式 伝動方式 主索の種類、直径及び長さ</p> <p>5 4 3 2 1 巻上げ機の型式、巻胴の数及び製造者名並びに製造年月又は製造番号 ブームの長さ 支柱の長さ 公称つり上げ能力</p> <p>4 3 2 1 種類 公称つり上げ能力 ブームの長さ</p> <p>4 3 2 1 揚程 走行装置を有するものにあつては、その型式 公称つり上げ能力</p>	<p>5 4 3 2 1 公称積載重量 軌間 車軸数 自重 種類</p> <p>3 2 1 公称積載容量 操作方式 自走式又は被牽引式の別</p> <p>4 3 2 1 伝動方式 走行装置の型式 自重</p> <p>5 4 3 2 1 バケットの公称容量 リッパを有するものにあつては、その型式 操作方式 伝動方式 走行装置の型式 自重</p> <p>3 2 1 自重 伝動方式</p>

舗装機械	
コンクリートプラント	1 公称混練能力 骨材貯蔵びんの数 供給装置の種類及び供給方式 計量装置の操作方式 ミキサーの公称混練容量及び数
コンクリートミキサー	1 公称混練容量 定置式又は可搬式の別 可傾式のものにあつては、傾胴方式
コンクリートポンプ	1 公称排送能力 自重 吐出管の直径 ホッパーの容量 プランジャーの数
コンクリートブレーサー	1 公称打設能力 貯蔵そのの容量 自重 輸送管の直径
アジテーターカー	1 積載容量 軌間
アスファルトフィニッシャー	1 自重 仕上げ幅 走行装置の型式 敷きならし装置の型式
アスファルトプラント	1 公称混合能力 コールドエレベーターの公称輸送能力 ホットエレベーターの公称輸送能力 ドライヤーの寸法 骨材貯蔵びんの容量 可搬式又は定置式の別 ふるい分け装置の型式 アスファルト溶解がまの型式及び数 ミキサーの型式
アスファルトクッカー	1 かんの容量 かんの型式
コンクリートフィニッシャー	1 自重 仕上げ幅 走行装置の有無 振動機の型式及び数 タンピング装置の有無
コンクリートスプレッダー	1 自重 敷きならし幅 走行装置の有無 敷きならし装置の型式
コンクリートペーパー	1 公称混練容量

備考 この表において次の各号に掲げる仕様は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 種類 次に定めるところによる。

- イ くい打ち機及びくい抜き機にあつては、ジーゼルハンマー、パイプロハンマー等の別
- ロ 大口径掘削機にあつては、ベノト、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル等の別
- ハ 機関車にあつては、電気機関車、ジーゼル機関車等の別
- ニ デリッククレーンにあつては、ガイデリッククレーン又はステイフレッククレーン等の別
- ホ クラッシヤーにあつては、ジョークラッシヤー、ジャイレクトトリックラッシヤー、コーンクラッシヤー、ロールクラッシヤー、インパクトクラッシヤー、ロッドミル又はボールミルの別
- ヘ 選別機にあつては、トロンメル、パイブレイティングスクリーン又はクラッシファイヤーの別
- ト ウオッシュヤーにあつては、ドラムウオッシュヤー又はスクリーウオッシュヤーの別
- チ セメント空気輸送機にあつては、フラクソール式輸送機又はキニオンポンプの別
- リ コンクリートプラントの供給装置にあつては、カットオフゲート、エプロンフィーダー等の別
- ヌ しゅんせつ船にあつては、ポンプしゅんせつ船、デ IPP パーしゅんせつ船又はグラブしゅんせつ船の別

- 二 走行装置の型式 装軌式、装輪式、レール式等の別
- 三 伝動方式 ジーゼル機関直結式、ジーゼル機関流体トルクコンバーター式、ワードレオナード式、ジーゼル電動トリック式、Vベルト掛式等の別
- 四 操作方式 油圧式、機械式等の別
- 五 くい打ち機及びくい抜き機のやぐらの型式 回転式、移動式等の別
- 六 ケーブルクレーンの巻上げ方式 リジャウツド型、ブライヘルト型等の別
- 七 ボーリングマシンの推進方式 油圧式、手動式等の別
- 八 トンネル掘進機のカッターの型式 バイト型、ディスク型、ギヤ型等の別
- 九 コンクリートプラントの供給方式 電動機式、圧縮空気式、手動式等の別
- 十 コンクリートプラントの計量装置の操作方式 全自動式、半自動式、手動式等の別
- 十一 コンクリートスプレッダーの敷きならし装置の型式 スクリュー式、ボックス式等の別
- 十二 しゅんせつ船の公称能力 ポンプしゅんせつ船にあつては排砂管の直径、デ IPP パーしゅんせつ船又はグラブしゅんせつ船にあつてはバケットの公称容量

別表第二

種類	名称	打刻の位置
1 掘削機械	シヨベル系掘削機	キャットフレームの前面
2 基礎工事用機械	連続式バケット掘削機	主フレームの側面
	くい打ち機及びくい抜き機	ハンマー、起振機又はくい抜き装置の側面
3 トラクター類	グラウトポンプ	ポンプベッド(ポンプベッドのないものにあつては、ポンプケーシング)の側面
	ペーパードレンマシン	主フレームの側面
	大口径掘削機	
	アースオーガー	起動部の側面
4 運搬機械	地下連続壁施工用機械	主フレームの側面
	トラクター	主フレームの側面
	ブルドーザー	
	トラクターシヨベル	
5 起重機類	スクレーパー	ドラフトヨークの側面
	機関車	フレームの側面
	運搬車	
5 起重機類	ジブクレーン	主フレームの側面
	タワークレーン	主ウインチフレームの側面
	デリッククレーン	主柱の下部側面

発動発電機	
1	2
1 発電機容量	伝動方式
2 極数	

6 ボーリング機械	ケーブルクレーン	主ウインチフレームの側面	
	ウインチ	ベッドフレームの側面	
	エレベーター	階数表示板の隣接側面	
	ボーリングマシン	フレームの側面	
	ドリルジャンボ	台車フレームの側面	
	クローラードリル	主フレームの側面	
	たて坑掘進機	主フレームの側面	
	トンネル掘進機	掘進用主原動機ベッドの側面	
	シールド掘進機	主フレームの側面	
	ずり積み機	主フレームの側面	
7 トンネル機械	モーターグレーダー	主フレームの側面	
	スタビライザー	主フレームの側面	
	アグリゲートスプレッダー	主フレームの背面	
	ロードローラー	フレームの側面	
	タイヤローラー	主フレームの側面	
	振動ローラー	フレームの側面	
	ファイダー	フレームの側面	
	クラッシュャー	ロッドミル及びボールミルにあつてはドラムの中央部、その他のものにあつては主フレームの側面	
	選別機	トロンメルにあつては駆動側軸受の側面、バイブレイティングスクリーン及びクラッシュファイヤーにあつてはフレームの側面	
	ウオッシュャー	ドラムウオッシュャーにあつてはドラムの側面、スクリーンウオッシュャーにあつてはフレームの側面	
9 砕石・選別機械	セメント空気輸送機	フラクソ式輸送機にあつてはベッセルの側面、キニオンポンプにあつてはポンプベッドの側面	
	コンクリートプラント	砂貯蔵びんの側面	
	コンクリートミキサー	ベッドフレームの側面	
	コンクリートポンプ		
	コンクリートブレイサー		
	アジテーターカー	フレームの側面	
	アスファルトフィニッシュャー	主フレームの側面	
	アスファルトプラント	骨材乾燥機の主フレームの側面	
	アスファルトクッカー	主フレームの側面	
	コンクリートフィニッシュャー	主フレームの前面	
10 コンクリート機械	コンクリートスプレッダー	主フレームの側面	
	コンクリートペーパー	主原動機ベッドの側面	
	しゅんせつ船	ウインチのベッドフレームの側面	
	砕岩船		
	起重機船		
	くい打ち船		
	コンクリートミキサー船	ミキサーのベッドフレームの側面	
	サンドドレーン船	操船ウインチのベッドフレームの側面	
	土運船	ウインチ又は油圧シリンダーのベッドフレームの側面	
	作業台船	船名表示部分の隣接側面	
11 舗装機械	空気圧縮機	定置式にあつてはクランクケースの側面、可搬式にあつてはフレームの側面	
	サンドポンプ	ポンプケーシングの側面	
	発動発電機	フレームの側面	
	12 船舶	その他	
		13	

別記様式第二号

29 10023

備考

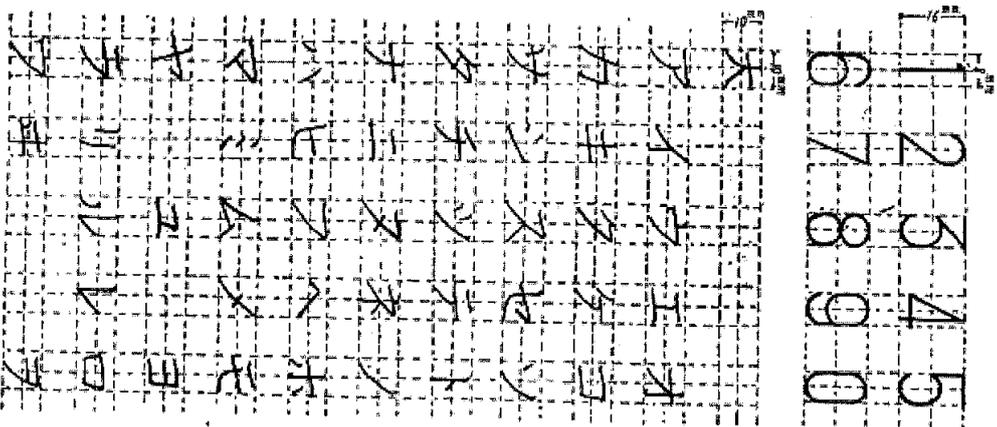
- (1) 打刻の様式は、図示の例によること。
- (2) 図示の例で29は打刻をした年の表示で、例えば昭和29年は29と、昭和30年は30と表示すること。
- (3) 図示の例で記号の「ア」は、打刻の際の申請人の主たる營業所の所在する都道府県を表示する。
- (4) 図示の例で記号の「ハ」は、打刻をした者を表示する。
- (5) 例における都道府県及び例における打刻をした者は下表の左欄の掲載大臣並びに都道府県及び都道府県知事を右欄の記号により表示すること。

大	ア
イ	ア
ウ	イ
エ	ウ
オ	エ
カ	オ
キ	カ
ク	キ
ケ	ク
コ	ケ
チ	コ
シ	チ
ス	シ
セ	ス
ソ	セ
タ	ソ
チ	タ

チ	石川県・石川県知事
ト	岐阜県・岐阜県知事
ニ	静岡県・静岡県知事
エ	愛知県・愛知県知事
ス	三重県・三重県知事
ネ	福井県・福井県知事
ノ	滋賀県・滋賀県知事
ハ	京都府・京都府知事
ヒ	大阪府・大阪府知事
フ	兵庫県・兵庫県知事
ヘ	奈良県・奈良県知事
ホ	和歌山県・和歌山県知事
マ	鳥取県・鳥取県知事
ミ	島根県・島根県知事
ム	岡山県・岡山県知事
メ	広島県・広島県知事
モ	山口県・山口県知事
ト	徳島県・徳島県知事
ニ	香川県・香川県知事
ヨ	愛媛県・愛媛県知事
リ	高知県・高知県知事
ル	福岡県・福岡県知事
レ	佐賀県・佐賀県知事
ロ	長崎県・長崎県知事
ワ	熊本県・熊本県知事
カ	大分県・大分県知事
ク	宮崎県・宮崎県知事
ケ	鹿児島県・鹿児島県知事

(6) 図示の例で0023は、打刻の番号であつて、打刻の番号が一桁のときは十位、百位及び千位にあたる位置に、二桁のときは百位及び千位にあたる位置に、三桁のときは千位にあたる位置に0を打刻すること。

(7) 数字及び「ア」等の記号の様式は、下図によること。



別記様式第三号〔第4条〕



(用紙A4)

建設機械打刻証明書

		証 明 書		打 証 第 号	
所有者の氏名又は名称		所有者の住所又は主たる事務所の所在地			
建設機械の名称		型 式			
仕 様	製造者名				
	製造年月				
	製造番号				
	原 動 機	種類及び定格出力			
		製造者名			
		製造年月			
	製造番号				
自動車登録番号					
打刻した記号		打刻の年月日		平成 年 月 日	
上記のとおり証明する。					
平成 年 月 日		国 土 交 通 大 臣 知 事 印			

別記様式第四号〔第4条〕



(用紙A4)

別記様式第四号

建設機械打刻検認証明書

所有者の氏名又は名称		所有者の住所又は主たる事務所の所在地		証 交	明 付	書 番	号	打 検	証 第	号	
建設機械の名称		型 式									
仕 様	製造者名										
	製造年月										
	製造番号										
	原 動 機	種類及び定格出力									
		製造者名									
		製造年月									
	製造番号										
自動車登録番号											
検認した記号		検認の年月日		平成	年	月	日				
上記のとおり証明する。											
平成 年 月 日				国 土 交 通 大 臣				印			

別記様式第五号
(略)
別記様式第六号
(略)
別記様式第七号
(略)